

ポイントに関する会計処理
-事例及び会計処理規定の解釈を通じて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 翔一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19691

2017年1月27日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 経営学部 専任教授

氏名 大倉 学 ㊞

(副査) 経営学部 専任教授

氏名 石津 寿恵 ㊞

(副査) 経営学部 専任教授

氏名 小俣 光文 ㊞

- 1 論文提出者 村上 翔一
- 2 論文題名 ポイントに関する会計処理 一事例及び会計処理規定の解釈を通じて一
(英文題) Accounting for points -through observing transactions and
understanding the accounting procedures about points -
- 3 論文の構成

はじめに

- I ポイントとポイント・プログラムの現状
 - 1 ポイントの現状
 - 2 ポイント・プログラムの運営
 - 3 ポイント・プログラムの類型
- II ポイントに関する現行の会計処理
 - 1 我が国における会計処理
 - 2 IFRS における会計処理
 - 3 我が国の会計処理と IFRIC13 および IFRS15 の会計処理の相違
- III 我が国におけるポイントに関する会計処理
 - 1 ポイントに関する先行研究
 - 2 我が国における引当金に関する見解
 - 3 ポイント引当金
 - 3.1 ポイント引当金への諸概念の適用
 - 3.2 ポイント引当金と景品費引当金

3.3 ポイント引当金と製品保証引当金

IV IASB・FASBにおけるポイントに関する会計処理

1 EITF00-22における議論

2 D20の公表前

2.1 2006年1月および3月における議論

2.2 2006年5月における議論

2.3 2006年7月における議論

2.4 D20の公表

3 D20の公表後

3.1 2007年1月における議論

3.2 2007年3月における議論

3.3 2007年5月における議論

3.4 2007年6月における議論

4 D20からIFRIC13へ

V IFRS15の規定と解釈

1 IFRS15とIFRIC13の関係

2 IFRS15の独立型ポイント・プログラムへの適用と問題点

3 IFRS15の提携型ポイント・プログラムへの適用と問題点

4 IFRS15におけるポイント取引の階層性

4.1 重要な権利から見るポイント発行企業の会計処理

4.2 ポイント付与の観点から見る提携企業の会計処理

4.3 ポイント・プログラム運営企業の会計処理

VI ポイント・プログラムの拡大

1 電子マネーとポイント

2 EITFとIFRICの電子マネーに関する議論

2.1 国際的な議論における電子マネーの取扱い

2.2 IFRICにおける電子マネー検討時のポイントの議論

3 我が国における電子マネーとポイントの議論

3.1 現行における我が国での電子マネーの会計処理

3.2 我が国における電子マネーと比較したポイントの会計処理

4 電子マネーとポイント・プログラムの融合例

4.1 電子マネーとポイントが融合する実務例

4.2 IFRICにおけるポイントが交換される際の会計処理

4.3 4.1における実務例の検討

VII 金融負債と非金融負債

1 前受金勘定や商品券勘定と電子マネーやポイントの関係

- 2 金融負債と非金融負債
- 3 交換先から見るポイント負債の分類
- 4 包括的なポイントの会計処理

むすび

文献目録

- 1 引用文献
- 2 参考文献

初出一覧

4 論文の概要

企業が消費者に対していわゆるポイントを発行する行為に係る会計処理上の問題として、貸借対照表の負債の部に占めるポイント引当金の多額化が注目されて久しい。わが国において引当金計上に関する処理については、「企業会計原則」注解 18 に示されているところの、損益法思考に基づくあるいは収益・費用アプローチに基づく指示内容が存在するが、当該問題は従来、この注解 18 規定に照らしてという意味でのポイント引当金の認識行為における理論的整合性および測定行為における見積計上額の客観性・信頼性を視点として取り扱われてきた。

その後、ポイント発行形態の多様性が見受けられるとともに会計処理上の問題点も多岐にわたり、一方で国際会計の領域でも一定の処理規定が考察されるに至っている。

さらに近時の電子マネーの登場と利用方法の多様化も当該問題を複雑化している。

本論文は、ポイントの会計処理に係る問題点の特質究明を基本的検討視座とし、取引構造の明確化をはかり、類似領域での議論を参考としたうえで、ポイント関連取引に適用可能な包括的会計処理の提示を試みるものである。

I では、ポイントとポイント・プログラムの現状が整理される。ポイントの発行形態・使用形態・交換形態という外形的な形態面からポイント・プログラムが整理され、発行形態においては独立型ポイント・プログラム・提携型ポイント・プログラム・交換型ポイント・プログラムが、使用形態においては即時使用可能型ポイント・蓄積型ポイントが、そして交換形態においては値引き・景品等という諸点にまとめられている。ここに、考究されるべき会計行為とその対象とする取引内容が明確化され、II 以降での考究の基礎を提示している。

II では、ポイント発行に係る会計処理の比較検討がなされている。負債として引当金計上とするわが国の会計処理と、国際財務報告解釈指針第 13 号 (IFRIC13) および国際財務報告基準第 15 号 (IFRS15) に規定される国際的な標準処理との検討がなされる。

わが国においては、金融庁が「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について」なる文章を公表し、わが国における会計処理のありようを整理している。しかし、ここでは、貸借対照表項目としての負債計上の側面を重視しているのか、損益計算書項目と

しての費用を重視しているのかが曖昧であるという現行制度の一定の限界が指摘される。

一方、国際会計基準関係では、後の章で詳細な検討が加えられるところであるが、売上と同時にポイントを付与した際に受取った対価を、当期の売上とポイントに配分すること、およびその受取対価の配分は各構成要素の公正価値を基にして配分することが求められていることが確認される。

そして、両会計処理の具体的な仕訳例が示され、理論的・環境的背景および会計基準設定上の視点からの検討が必要であることが示される。

ⅢではⅡを受けて、わが国における引当金処理の理論性についての検討が行われる。先ずⅡで取り上げた金融庁発行の文書で示された内容を精査したうえで、その基礎となっている伝統的な引当金処理関係の先行研究が整理されている。そこでは、わが国の引当金会計を理論的に支える発生主義ないしは発生主義の原則、費用収益対応の原則という基礎概念の再検討が行われ、各種引当金種別の検討を通して、費用関連性引当金、収益控除性引当金、損失性引当金等の分類整理がなされている。そして、本論文での考究対象である当該問題を伝統的な引当金規定に包摂して捉えることの難しさが指摘される。

Ⅳでは、Ⅲとの対照として国際会計基準審議会(IASB)や米国財務会計基準審議会(FASB)の会計基準の指示内容が検討される。現在の国際会計基準関係に大きな影響を及ぼしたとされる米国財務会計基準審議会での審議内容が、公表されている関連文書を丁寧に読み込む作業を通して明らかにされる。特にそれを受けた形でIFRIC13が確定するまでの議論が丁寧に検証され、一つのルールが策定される過程での議論の展開が論点ごとに整理されている。ここに、当時の状況下での議論ではあるものの、Ⅰで整理した様々な「型」が未分化のままの規定であることが指摘されその後の会計基準の展開の必然性が示される。

Ⅴでは、Ⅳで詳細な検討を行ったIFRIC13が最終的には廃止され、その規定が包摂的に引き継がれたIFRS15の規定内容の検討がなされている。IFRIC13に関しては、同一取引に対して同一処理を要求することで財務諸表の比較可能性を重視するというポイント付与取引に対する会計処理規定が公表されたことが確認された。一方で、ポイント付与取引が複数要素取引として取り扱われるものの、個別に識別可能な構成要素の定義が存在しなかったことから複数要素取引として識別する論拠が乏しいということが確認された。そこで、本章ではこれら問題点を踏まえたうえで規定されたIFRS15に基づき、Ⅰの視点からの様々な事例(取引例)を想定した会計処理(仕訳)が検討され、ポイントに対する測定属性の捉え方の変遷と会計処理の多様性の存在が指摘されるに至る。

Ⅵでは、Ⅴでの会計処理例の結果を受けて、ポイント・プログラムの拡大という現実的事象を対象としてポイントと電子マネーの関係が検討されている。それは、ポイントと電子マネーの交換という取引が常態化してきたという環境変化を受けたものである。電子マネーに着目すると、それは支払手段充当性という意味では従来の商品券に係る会計と共通する部分があるものの、一方で新しい仕組みのもとで発行・流通しているという部分があり金融商品としての検討視座が新たに加わるものである。本章でも入手可能な公表文書に

基づいて関連規定の詳細な検討および先行研究レビューが行われているが、ポイントの会計処理との相対的比較において本論文では電子マネーの金融負債としての会計処理が提言されている。

最後にⅦではⅥの議論を受けて金融商品としての視点からポイントおよび電子マネーの会計的性質と処理についての見解が提示されている。金融商品の各規定における定義およびその会計処理の検討、また、金融負債と非金融負債の分類整理が詳細に行われたうえでポイントの金融負債性がⅠで整理された「型」との関係において主張されている。

これらの検討を通して、最終的にはポイントや電子マネーの現状と、「財・モノ」が対象であるか「サービス」が対象であるかという視点、金融財と非金融財との峻別などが複雑にそして多層的に検討される必要性が明示されている。

5 論文の特質

本論文の特質としては、次の二点を指摘することができよう。まず、その考究対象が近時的であり従って制度的不安定性を有するものであるものの、現況に至る経緯を詳細に検討するための基本的視座を明確化していることである。先行研究においても一定の類型化ないしは分類が試みられているが、本論文では観察可能な取引形態の整理および類型化を包括的かつ多層的に捉え得ていることの意義は大きい。この基本的視座の設定が本論文での考究の精緻化に大きく貢献している。

次に、一つの経済事象に対して上述の様にそれが近時的であるがゆえに不足している実務経験を丁寧に検証するとともに、それらに一定の方向性を示す会計基準設定との関係を、伝統的会計理論に照らしての検証、基準設定の議論の展開の検証を通じて明確化したことである。ここに実務上の多様性を整理するために、自ら設定した多数の例示をもとに単に情報作成上の問題とするのではなく会計行為の原初的記録である仕訳を示すことで具象化していることがその検討を深化させている。さらには、特に電子マネーとの交換に見られる従来とは異質な取引を金融取引経済のなかの事象として捉え直し、金融商品に関する有用な情報の提示のための提言を試みているところにあるといえよう。

6 論文の評価

財務会計もしくは外部報告会計の領域は、作成・開示される情報の信頼性や客観性はもとより、コンセンサスとしての情報有用性が担保されることが重要であり、その視点から現行会計制度の特質究明を試みる研究が多い。本論文は、過去においてそれまで実体経済が中心であり金融取引も原初的金融財が対象であった時代に、原初的金融財の一部の属性を対象とするデリバティブ取引がそもそも会計行為の対象であるか否かという問題が提起された際と類似の問題を抱えながらも、ポイント・プログラムに関して観察対象の明確化を試み、その視点から各種論点を先ずは記述的に検証している点が評価されよう。

いたずらに規範的展開に至るものではなく、制度という財務会計もしくは外部報告会計

が基礎を置く仕組みのなかで考究が行われている点で当該領域における学術的意義があるものと考えられる。

また、ポイント・プログラムと電子マネーとの関係性からの論点整理が既存の概念的枠組およびそれを基礎とする金融商品概念を用いて示され、会計処理ないしは会計情報化への提言が示されていることは今後の議論に多いに貢献するものと期待される。

一方で、会計の領域とはいえ、金融商品としての負債概念を展開するに際しては法的形式からの検討もなされることが期待されるものであり、この点においてさらなる展開が望まれるところである。

7 論文の判定

本学位請求論文は、経営学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（経営学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以上